

令和元・2年度
(平成31・32年度)

入札参加資格審査申請要領

－工事請負－

(提出書類)

- 1 入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）
- 2 使用印鑑届
- 3 印鑑（登録）証明書
- 4 入札参加承認通知書

- ※ この要領には大阪広域環境施設組合（以下、「本組合」という。）の入札参加資格審査の申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- ※ この申請に基づいて作成する入札参加資格者名簿は、見積り合わせを行うにあたっての業者選定にも使用します。
- ※ 「工事請負」の登録種目一覧にある「修繕」の項目については本組合独自で受付・承認を行います。「修繕」の項目を登録されると、本組合における少額・緊急修繕等の見積り合わせを行うにあたって、登録されている方を優先的に業者選定いたします。
- ※ 令和元・2年度（平成31・32年度）の入札参加資格審査申請書（添付書類を含む）の記載事項に変更が生じた場合に必要な事項もこの要領に記載されています。
- ※ この申請で収集された情報は、本組合の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されます。

大阪広域環境施設組合

本組合の工事請負の入札に参加を希望される場合は、本組合へ「入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）」（添付書類を含む）を提出し承認を受ける必要があります。

本組合が実施する入札参加資格審査は、「大阪市の入札参加有資格者名簿に登録があること」を資格要件のひとつとすることによって、申請にかかる負担を軽減しています。

大阪市に登録されている種目が、本組合にも登録されます。

本組合には、比較的簡単な手続きを行っていただくことで申請が完了します。

1 申請の受付及び承認

(1) 申請受付

【工事請負】

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで随時受付

（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（12月29日～1月3日）を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 申請受付方法及び承認日

【申請方法】

下記窓口へ持参ください（郵送は不可）

＜受付窓口＞

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階

大阪広域環境施設組合総務部経理課

電話 06-6630-3349

【承認日】

申請書受付後に審査を行い、「入札参加承認通知書」を交付いたします（即日交付も行います。ただし、当日の受付状況によっては長時間お待ちいただく場合があります）。

*本組合の電子入札システムへの登録には、入札参加資格承認後1カ月程度掛かりますのでご留意ください。

2 資格有効期限

【工事請負】

令和元年5月1日から令和3年4月30日まで（2年間）

*「工事請負」と「測量・建設コンサルタント等」の両方に登録することはできません。

*入札日・契約締結時・事業請負見積書提出時・履行期間中には当該年度の本組合入札参加資格者名簿への登録が必要です。

3 申請要件

(1) 本組合への申請時点で大阪市の入札参加有資格者名簿に登録されていること

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと

(資料1 参照)

(3) 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(資料2 参照)

4 提出書類及び説明

提出書類は次のとおりです。それぞれの説明をよく読んでから提出してください。

提出書類	説明
1 入札参加資格審査申請書 (誓約書・委任状兼) 及び 入札参加資格審査申請書別 紙 (本組合所定様式)	代表者及び受任者（代表者から常時、契約締結等の権限を委任されている方）が誓約内容を確認のうえ、記入押印してください。 また、申請後に変更があった場合も当該申請書にて変更申請の手続きをしてください。 <申請書> 受任者欄は、本社が遠隔地である等の理由により、受任者を設ける場合に記入してください。（受任者は支店長、営業所長またはこれに準ずる地位以上の方に限ります。） 使用印鑑届と同一の実印、使用印を押印してください。 この用紙に掲げる委任事項を変更することはできません。 <申請書別紙> 申請の区分が複数ある場合、申請書別紙は申請の区分ごとに作成してください。

2	使用印鑑届 (本組合所定様式)	<p>実印欄には実印（法務局・市区町村が証明する代表者・本人の印鑑）を押印してください。使用印欄には、実印を使用印として使用する場合は実印を、その他の代表者印を使用する場合はその印鑑を押印してください。なお、受任者を設ける場合には、受任者の印鑑が使用印となります。使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。</p> <p>（会社名だけの印鑑、役職名又は氏名等が一致しない印は不可）</p> <p>なお、申請後に使用印鑑を変更する場合は申請書の変更手続きを行い、当該使用印鑑届を改めて提出して下さい。</p>
3	入札参加承認通知書 (本組合所定様式)	<p>□にレ印を記入するとともに、必要事項を記入してください（ただし、業者番号及び日付は記入しないで下さい）。</p> <p>受任者欄は、本社が遠隔地である等の理由により、受任者を設ける場合に記入してください。</p> <p>使用印鑑届と同一の実印、使用印を押印してください。</p>
4	印鑑証明書または 印鑑登録証明書（いずれも 原本）	<p>（法人の場合） 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）で、申請時点での発行後3か月以内のもの</p> <p>（個人の場合） 本人の印鑑登録証明書（市区町村発行のもの）で、申請時点での発行後3か月以内のもの</p> <p>なお、申請後に実印を変更する場合は、変更手続き時に印鑑（登録）証明書もあわせて提出して下さい。</p>

5 種目・項目

種目の登録については、大阪市に登録されているものが、本組合に登録されるため、本組合への種目登録は不要です。

本組合の種目一覧は、この申請要領とは別に用意しています。申請する区分に対応した種目一覧をご覧ください。種目一覧には、参考に、大阪市の発注例を記載していますが、本組合ではその一部の発注しか行いません。

区分	本組合への種目登録	種目一覧
工事請負	大阪市と同様（ただし、「修繕」の項目を除く）	(別冊) 工事請負用

なお、「工事種目」のうち10種目（「別冊」の「3. 希望種目」参照）については、大阪市への「希望種目」の登録がなければ、大阪広域環境施設組合の入札に参加することができません。

6 「修繕」の項目について

「工事請負」については、同時に「修繕」の項目の登録申請ができます。

「修繕」については大阪広域環境施設組合独自で受付・承認を行います。

「修繕」の項目の登録申請をすると、「工事請負」において登録種目の範囲内で当該種目の「少額・緊急修繕等」の業者選定の対象となります。

7 注意事項

(1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。

(2) 承認後、本組合へ提出した入札参加資格審査申請書等関係資料の記載内容に変更があった場合は、本組合窓口（総務部経理課）にて、必ず変更申請の手続きを行ってください。変更手続き用の書類はございませんので、再度上記の提出書類をご提出ください。変更申請の手続きなしに入札に参加した場合は無効となります。ただし、登録種目、希望種目（工事請負のみ）のみの変更の場合は本組合への届け出は不要ですが、大阪市の入札参加有資格名簿に登録種目の変更があった場合はご連絡ください。

8 申請についての問い合わせ

申請について不明な点がありましたら、大阪広域環境施設組合総務部経理課へお問い合わせください。

問い合わせ先 06-6630-3349（直通）

○ 地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第3条 管理者は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるとときは、次の各号の規定に基づき、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

（注意喚起）

第4条 管理者は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(有資格者の審査における排除)

第5条 管理者は、第3条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第9条 事務局長は、暴力団員及び暴力団密接関係者が契約相手方及び下請負人等となることを許してはならないものとし、契約相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 事務局長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、第3条第1項第7号の規定に基づき、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(契約の解除の指導)

第11条 事務局長は、第3条第1項第6号又は同条同項第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第16条 管理者は、第3条第1項若しくは同条第2項の規定による入札除外措置、同条第3項の規定による入札除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○別表

措置要件	措置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状兼）

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合

契約担当者 事務局長 様

(〒)

(申 請 者) 本店（主たる営業所）

の 所 在 地

(商業登記・住民登録上の所在地：)

フリガナ

商号又は名称

代表者役職・氏名

電話番号

実印

(契約上の受任者) 支店又は営業所

設定する場合のみ記入 の 所 在 地

支店等の名称

フリガナ

受任者役職・氏名

電話番号

使用印

貴組合における入札に参加いたしたく、申請書別紙及び次の関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 使用印鑑届（本組合所定様式）
- 2 入札参加承認通知書（本組合所定様式）
- 3 印鑑（登録）証明書（原本で発行後3ヵ月以内のもの）
- 4 その他必要な書類

（誓約事項）

貴組合における入札参加申請につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 申請書及び関係書類に記載した事項に相違ないこと
- 2 契約を締結する能力を有しない者でないこと
- 3 破産者で復権を得ない者でないこと
- 4 大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する行為を行わないこと

（委任事項）

前記、受任者を代理人と定め、貴組合における契約について次のとおり権限を委任します。

- 1 入札及び見積りについて
- 2 契約の締結、変更及び解除について
- 3 契約代金の請求、保証金の請求並びに受領について
- 4 復代理人の選任及び解任について
- 5 契約の履行に関する保証契約の締結について

入札参加資格審査申請書別紙

(下記「申請の区分」ごとにこの「申請書別紙」を提出してください)

1. 申請の情報 (□にレ印を記入)	<u>申請の区分</u> (一つ選択)	<input type="checkbox"/> 工事請負、 <input type="checkbox"/> 物品供給等、 <input type="checkbox"/> 業務委託、 <input type="checkbox"/> 測量・建設コンサルタント等 (申請する区分が複数ある場合はそれぞれについて別に作成してください)		
	手続きの区分	<input type="checkbox"/> 新規		
		<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 本店登録内容	現在の業者番号（現承認番号）
			<input type="checkbox"/> 受任者設定内容	
	<input type="checkbox"/> 実印・使用印			
	<input type="checkbox"/> 継続（現在の業者番号→ _____)			
2. 当該区分における 大阪市の承認番号	承認番号			
3. 修繕の希望の有無 (□にレ印を記入)	工事請負のみ	<input type="checkbox"/> 登録を希望する	<input type="checkbox"/> 登録を希望しない	
変更の手続きを行う場合は、下記4、5の変更箇所のみを記載して下さい。				
4. 本店登録内容	本店所在地	郵便番号（ _____)		
	(フリガナ)			
	商号又は名称			
	代表者の役職			
	代表者氏名			
	電話番号			
5. 受任者設定内容	支店所在地	郵便番号（ _____)		
	支店等の名称			
	受任者の役職			
	受任者氏名			
	電話番号			
6. 添付書類	①使用印鑑届（本組合所定様式） ②入札参加承認通知書（申請する区分が複数ある場合はそれぞれについて別に作成してください） ③印鑑（登録）証明書（原本で発行後3か月以内のもの） ④その他必要な書類（入札参加資格審査申請書の提出後に代表者等の変更があった場合で大阪市の入札参加有資格者名簿で確認ができない場合は「履歴事項全部証明書」（発効後3か月以内のもの写し可）を提出して下さい） なお、上記③④については、申請する区分が複数ある場合でも提出は1部で結構です。			

業者番号 (本組合記入欄)	
------------------	--

使 用 印 鑑 届

本 店 (主たる営業所)	
の 所 在 地	
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称	
フ リ ガ ナ 代表者役職・氏名	
(契約上の受任者) 支店又は営業所 の 所 在 地	
支 店 等 の 名 称	
フ リ ガ ナ 受任者役職・氏名	
電 話 番 号	()
押 印 欄	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; margin-top: 5px;"></div> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">使 用 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; margin-top: 5px;"></div> </div> <p style="margin-top: 10px;">法務局・市区町 村長の証明した 代表者・本人の 印鑑</p> <p style="margin-top: 10px;">社印は使用しな いこと</p>

使用印は、入札・見積りの参加、契約の締結・変更・解除、契約代金の請求・保証金の請求・受領に使用します。 使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限ります。

令和元・2年度

(平成 31・32 年度)

業者番号 : _____

承認の区分 : 工事請負

修繕の項目 (工事請負のみ) : 有り 無し

入札参加承認通知書

大阪広域環境施設組合の入札参加有資格者名簿への登録が完了しましたので通知します。

本 店 の

所 在 地

商 号 又 は

名 称

代 表 者

役 職 氏 名

<受任者を設定する場合のみ記入>

支店又は営業所

の 所 在 地

支店等の名称

受 任 者

役 職 氏 名

実 印	使 用 印

1. この入札参加承認の有効期限は令和 3 年 4 月 30 日までです。

2. 申請書類の記載事項に変更があったときは直ちに届け出ください。

3. なお、この通知書に記載の「業者番号」は本組合が実施する入札で使用する「入札書」に記載が必要となるほか、今後、電子入札システムにログインする際に必要となりますので、大切に保管してください。

令和 年 月 日

令和元・2年度

(平成 31・32 年度)

(別冊)

大阪広域環境施設組合

種目一覧

－工事請負用－

1. 種目登録

大阪市に承認されている種目（「修繕」を除く）が、大阪広域環境施設組合に登録されます（大阪広域環境施設組合での種目登録は不要です）。なお、「修繕」については大阪広域環境施設組合独自で受付・承認を行います。

登録種目							
010	土木一式工事	070	屋根工事	140	しゅんせつ工事	220	電気通信工事
011	プレストレスト コンクリート工事	080	電気工事	150	板金工事	230	造園工事
020	建築一式工事	090	管工事	160	ガラス工事	240	さく井工事
030	大工工事	100	タイル・れんが・ ブロック工事	170	塗装工事	250	建具工事
040	左官工事	110	鋼構造物工事	180	防水工事	260	水道施設工事
050	とび・土工・コン クリート工事	111	鋼橋上部工事	190	内装仕上工事	270	消防施設工事
051	法面処理工事	120	鉄筋工事	200	機械器具設置工事	280	清掃施設工事
060	石工事	130	舗装工事	210	熱絶縁工事	290	解体工事
—	修繕						

2. 工事種目

大阪広域環境施設組合の工事請負は、「登録種目」(32種目)を細分化した次表の「工事種目」(48種目)に基づき、発注します。

登録種目		工事種目		希望種目	工事の内容	例示
010	土木一式工事	01	土木工事	土木工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	配水管布設工事、下水管渠築造工事、橋梁下部工事、土壤汚染対策工事、整地工事、護岸工事、海上土木工事
		07B	ピーシー桁工事	—	ピーシー桁を設置する工事	橋梁の製作・架設・床版補強工、主桁補修工、橋梁耐震対策工事
		14A	体育施設工事	—	グランド等の新設又は改修工事	運動場整備工事
		14B	管更生工事	—	下水管渠等の更生工事	下水管渠等更生工事
		14H	レール溶接工事	—	レール溶接を行う工事	レール溶接工事
		14I	土木構造物補修・ライニング工事	—	コンクリート構造物等の補修を行う工事	コンクリート構造物補修工事
011	プレストレストコンクリート工事	07B	ピーシー桁工事	—	ピーシー桁を設置する工事	橋梁の製作・架設・床版補強工、主桁補修工、橋梁耐震対策工事
020	建築一式工事	02A	建築工事	建築工事	建築物を建設又は補修する工事	学校建設(改修)工事、市営住宅建設工事
		02B	プレハブ工事	—	プレハブ材を用いて施工する建築工事	各所学校仮設校舎設置工事、仮設建物設置工事
030	大工工事	15A	大工工事	—	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事
040	左官工事	15B	左官工事	—	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事
050	とび・土工・コンクリート工事	02C	解体工事 <small>(経過措置) 注</small>	解体工事	工作物を解体する工事	工作物の解体撤去工事
		13A	交通安全施設工事	—	道路等に付帯する交通標識、交通安全対策用の防護柵、防音壁等を施工する工事	道路標識設置工事、防護柵設置工事、防音壁設置工事
		13B	防球ネットフェンス工事	防球ネットフェンス工事	防球ネット、金網フェンス等を施工する工事	公園防球柵整備工事、フェンス補修工事
		13C	サイン工事	—	公園等に案内標示を設置する	案内標示整備工事、サイン整備工

				工事	事
		13D	遊具工事	—	公園、グランド等に遊具等を設置する工事
		13E	とび・土工・コンクリート工事	—	とび・土工・コンクリート工事
		14C	テント工事	—	テントの設置、改修する工事
051	法面処理工事	13E	とび・土工・コンクリート工事	—	法面処理工事
060	石工事	14D	石工事	—	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事
070	屋根工事	15C	屋根工事	—	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
	電気工事	04	電気工事	電気工事	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事
		09B	上下水道施設工事	—	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事
	管工事	05	給排水衛生冷暖房工事	給排水衛生冷暖房工事	給排水、衛生、冷暖房、空気調和等のための設備を設置する工事
		14E	噴水・流れ設備工事	—	公園等の噴水・流れ設備の施工、改修する工事
	タイル・れんが・ブロック工事	14F	窯炉工事	—	焼却炉及びそれらに付随する焼却設備の製作据付、改修する工事
		15D	タイル・れんが・ブロック工事	—	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
	鋼構造物工事	07A	鋼桁工事	—	鋼材の加工又は組上げにより橋梁上部を構築する工事
		13C	サイン工事	—	公園、駅等に案内標示を設置する工事
					橋梁の製作・架設・耐震対策・桁補修工事、歩道橋工事、地下鉄高架構造物改良工事
					案内標示整備工事、サイン整備工事

		14C	テント工事	—	テントの設置、改修する工事	テント改修工事
		14G	水門・門扉工事	—	鋼材の加工又は組上げにより水門・門扉を製作及び据付ける工事	防潮鉄扉補修工事、水門改良工事
		15E	鋼構造物工事	—	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鋼構造物工事
111	鋼橋上部工事	07A	鋼桁工事	—	鋼材の加工又は組上げにより橋梁上部を構築する工事	橋梁の製作・架設・耐震対策・桁補修工事、歩道橋工事、高架構造物改良工事
120	鉄筋工事	14H	レール溶接工事	—	レール溶接を行う工事	レール溶接工事
		15F	鉄筋工事	—	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋工事
130	舗装工事	03	舗装工事	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	道路維持修繕工事、道路築造工事、舗装補修工事、舗装道復旧工事、道路改良工事、電線共同溝設置工事
		14A	体育施設工事	—	グランド、コート等の新設又は改修工事	庭球場整備工事、競技場フィールド整備工事
140	しゅんせつ工事	08	しゅんせつ工事	—	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	河川、港湾等のしゅんせつ工事
150	板金工事	15G	板金工事	—	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金工事
160	ガラス工事	15H	ガラス工事	—	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス工事
170	塗装工事	11A	塗装工事	塗装工事	塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	橋、外壁等の塗装工事
		13A	交通安全施設工事	—	道路等、区画線を設置する工事	区画線設置工事
		14I	土木構造物補修・ライニング工事	—	コンクリート構造物等の防食・補修を行う工事	ライニング工事
180	防水工事	11B	防水工事	防水工事	アスファルト、モルタル、シリング材等によって防水を行う工事	屋上防水工事
190	内装仕上工事	12	たたみ工事	—	たたみを用いて建築物の内装仕上げを行う工事	各所住宅畠工事、各所住宅畠表替工事

		13C	サイン工事	—	屋内案内標示を設置する工事	サイン整備工事
		15I	内装仕上工事	—	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	内装仕上工事
200	機械器具設置工事	09A	昇降機設置工事	—	昇降機等の製作及び据付ける工事	昇降機設備工事、エスカレーター設備工事
		09B	上下水道施設工事	—	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事	上下水道施設プラント設備工事、浄水場ろ過池ろ層整備工事
		09D	機械器具設置工事	—	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	ポンプ設備工事、ろ過装置設置工事、クレーン設備整備工事、換気設備工事、舞台機構設備工事、冷凍機製作据付工事、書類搬送設備工事、機械式駐車設備工事
210	熱絶縁工事	14J	熱絶縁工事	—	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷蔵庫防熱扉改修工事
220	電気通信工事	10	電気通信工事	—	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電話設備工事、通信設備工事、監視録画装置設置工事、音響映像設備工事、道路情報板工事、テレビ電波受信障害対策工事、遠方監視装置設置工事、駐車料金・管制システム設置工事
230	造園工事	06	造園工事	造園工事	樹木の植栽、景石のすえ付け、園路広場及び休養施設等を設置し公園・緑地等を築造する工事	植栽工事、街路樹維持工事、公園新設工事、公園整備（改修）工事
		13D	遊具工事	—	公園、グランド等に遊具等を設置する工事	公園遊具新設工事、遊具緊急小補修工事
		14A	体育施設工事	—	グランド等の新設又は改修工事	運動場公園整備工事
		14E	噴水・流れ設備工事	—	公園等の噴水・流れ設備の施工、改修する工事	噴水設備工事、公園池流れ設備工事
240	さく井工事	14K	さく井工事	—	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事
250	建具工事	14L	建具工事	—	工作物に木製又は金属製の建	防火戸改修工事、サッシ、シャッ

					具等を取付ける工事	タ一改修工事、自動扉設置工事
260	水道施設工事	07C	鋼管工事	—	鋼管の製作並びに据付する工事	鋼管製作並びに据付工事
		09B	上下水道施設工事	—	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事	上下水道施設プラント設備工事、浄水場ろ過池ろ層整備工事
270	消防施設工事	09E	消防施設工事	—	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	消火設備改修工事、自動火災報知設備設置工事
280	清掃施設工事	09C	清掃施設工事	—	ごみ処理施設を設置する工事	ごみ焼却工場の焼却設備工事
290	解体工事	02C	解体工事		工作物を解体する工事	工作物の解体撤去工事
—	修繕	—	修繕	—		建物修繕、少額修繕、緊急修繕

注)「経過措置」とは、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条第1項に規定する経過措置を指します。

令和元年6月1日以降は、とび・土工工事業では解体工事を受注することはできません。

(工事請負関係のご注意)

- 「修繕」の項目については大阪広域環境施設組合独自で受付・承認を行います。「修繕」の項目を登録されると、本組合における少額・緊急修繕等の見積り合わせを行うにあたって、工事請負の登録種目の範囲内で修繕の項目に登録されている方を優先的に業者選定いたします。

3. 希望種目

「工事種目」のうち 10 種目（次表参照）については、大阪市への「希望種目」の登録がなければ、大阪広域環境施設組合の入札に参加することができません。

「希望種目」	「工事種目」	「登録種目」	登録に対する制限
土木工事	01 土木工事	010 土木一式工事	これら 3 種目から、2 種目まで登録可能です。
建築工事	02A 建築工事	020 建築一式工事	
舗装工事	03 舗装工事	130 舗装工事	
電気工事	04 電気工事	080 電気工事	これらの種目から、1 種目を登録できます。
給排水衛生冷暖房工事	05 給排水衛生冷暖房工事	090 管工事	
造園工事	06 造園工事	230 造園工事	
解体工事	02C 解体工事 <small>(経過措置) 注</small>	050 とび・土工・コンクリート工事	
	02C 解体工事	290 解体工事	
防球ネットフェンス工事	13B 防球ネットフェンス工事	050 とび・土工・コンクリート工事	
塗装工事	11A 塗装工事	170 塗装工事	
防水工事	11B 防水工事	180 防水工事	

注) 「経過措置」とは、建設業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 55 号)附則第 3 条第 1 項に規定する経過措置を指します。

令和元年 6 月 1 日以降は、とび・土工工事業では解体工事を受注することはできません。

「希望種目」の登録について

上記記載の「工事種目」（10 種目）については、大阪市への「希望種目」の登録がなければ、大阪広域環境施設組合の入札に参加することができません。ただし、特殊な工事等で入札参加者が少ないことが見込まれる案件については、「希望種目」の登録が無い業者であっても入札に参加できます。

「希望種目」の登録には制限があり、原則 1 種目のみが登録できます。（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事の 3 種目間では 2 種目まで登録できます。）

「希望種目」登録が行えるパターン（下記記載のうちどれかに登録できます。）

「土木工事」・「建築工事」・「舗装工事」・「電気工事」・「給排水衛生冷暖房工事」・「造園工事」・「解体工事」・
「防球ネットフェンス工事」・「塗装工事」・「防水工事」・「土木工事と建築工事」・「土木工事と舗装工事」・
「建築工事と舗装工事」